

《令和6年度予算》都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地
区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっています。

令和6年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のた
めに借り入れた地方債の償還金のほか、下水道事業会計負担金、仁良川地区土地区画整理事
業費などの市街化区域内の整備に充当しています。

(単位：千円)

予算科目			事業名	令和6年度 予算額	財 源 内 訳				
款	項	目			国 県 支出金	地方債	そ の 他		一般財源
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)	
8	2	1	市道維持管理事業	276,571		74,822	50,388	10.2	151,361
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	149,244		7	68,666	13.9	80,571
8	4	3	下水道事業会計負担金	441,733			110,656	22.4	331,077
8	4	4	公園施設維持管理事業	209,025		3,347	61,256	12.4	144,422
12	1	1	市債元金償還費	2,927,000		903,066	203,034	41.1	1,820,900
合 計				4,003,573		981,242	494,000	100.0	2,528,331

※下水道事業会計負担金の予算額については、公共下水道事業のみを計上しています。